

長崎総合科学大学 後援会 会報 第49号



2023年(令和5年)8月1日

会報第49号

長崎総合科学大学後援会事務局

〒851-0193 長崎市網場町536 TEL 095-838-5132

後援会会長 挨拶

稲益 晴喜

令和4年度より後援会会長を勤めさせていただいております、稲益です。

日頃より後援会活動へのご理解とご協力を賜りありがとうございます。

皆さまのご支援をいただきながら、本年度も後援会は大学と連携し、学生一人ひとりが、勉学や課外活動等において充実した学生生活を送り、自信に満ちた社会人として新たな一歩が踏み出せるよう、より一層支援の充実に努めて参りたいと思っております。

コロナが終息に向かい、学生の皆さんが以前のように生き生きとした学生生活を送れるよう、知恵を出し合い、できる範囲ではありますが、新たな活動にも取り組み、少しでも学生の成長をサポートしていきたいと思っております。

会員の皆様と、大学教職員の皆さまのご指導並びにご協力の程、どうぞよろしくお願い致します。また、後援会に未加入の保護者様につきましては、本会の趣旨、活動内容にご賛同いただき、ぜひこの機会にご加入くださいますよう、会長としてお願い申し上げます。

長崎総合科学大学学長 挨拶

黒川 不二雄

長崎総合科学大学は、1965年（昭和40年）に県内では初めての私立大学「長崎造船大学」となったことを経て、1978年（昭和53年）に先端技術の多様化にあわせて「長崎総合科学大学」と改称し、現在は、工学部と総合情報学部の2学部2学科8コース、大学院工学研究科、附属高等学校並びに別科日本語研修課程を設置する大学へと発展しました。

伝統を引き継ぐ船舶工学コース、工学系の大学にとって基幹となる機械工学、建築工学、電気電子工学の各コースから、社会の要望に応えた医療工学、マネジメント工学、生命環境工学および知能情報コースと幅広い分野を網羅することで、社会からの様々な課題に対応できる即戦力の人材の育成を図っています。

そして、そのために、最先端の研究を進める教授陣と共に、学生が次世代の新しい社会の風景を夢見て想像し、「一つ先の風景」を見ることができ、将来、実現できる教育を目指しています。

長崎総合科学大学後援会には、学生の教育、生活のあらゆる面で多大なご支援、ご援助をいただき、お陰様で、学生は、安心して勉学に励み、充実したキャンパスライフを過ごしています。

後援会の皆様には、引き続き、ご支援賜りますようによろしくお願い申し上げます。



～ 役員会のご報告～

令和5年度第1回の役員会を5月13日(土)、長崎総合科学大学グリーンヒルキャンパス3号館4階会議室で開催し、下記の議題について協議のうえ、承認されました。

【当日の議題】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 令和4年度事業報告 | 4. 令和5年度事業計画案について |
| 2. 令和4年度決算報告 | 5. 令和5年度予算案について |
| 3. 令和5年度役員組織案について | 6. 後援会会則の一部改定等について |

上記の議題については、総会（書面決議）にて会員の皆様に審議していただき、承認をいただきました。結果につきましては、後援会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

① 令和4年度事業報告

月	行 事
4月	入学式御花提供 入学生へ令和4年度キャンパスカレンダー配布 在学生（新2年～4年）保護者へ令和4年度キャンパスカレンダー郵送
5月	第1回役員会開催 スポーツ安全保険加入援助
6月	大学から令和4年度後援会会費（委託徴収分）振込 課外活動（インターンシップ等）保険援助 保護者懇談会（6月・9月長崎地区）お茶提供 スポーツ安全保険加入援助（追加分） クラブ物品発注業者選定・発注
7月	クラブ充実費補助（物品）交付 クラブ大会出場補助金交付（前期分） 後援会保護者総会書面決議発送
9月	保護者懇談会（佐世保地区）会場費援助 会報第48号発行
10月	中間決算監査実施
11月	第58回造大祭援助金交付 構内野外ベンチ修理費援助 資格取得奨励金の交付（1回目）
12月	「後援会のご案内」しおり作成 クラブ大会出場補助金交付（後期分）
1月	資格取得奨励金の交付（2回目）
2月	大学から令和4年度後援会会費（委託徴収追加分）振込
3月	令和5年度キャンパスカレンダー作成・在学生（新2年～4年）保護者へ郵送 卒業式御花提供

※ 毎月、学生福利厚生費として、Wi-Fi利用料と学生用コピー機のリース料を援助しています。

スポーツ安全保険加入援助金 内訳

- サッカー部
- バドミントン部
- バスケットボール部
- フットサル部
- 準硬式野球部
- 釣り部
- 卓球部
- ペーロン部
- ヨット部
- 新極真空手部
- 陸上競技部
- 弓道部
- 剣道部

資格取得奨励金 内訳

- 色彩検定3級
- 第2種ME技術実力検定
- 福祉住環境コーディネーター2級
- 宅地建物取引士資格

② 令和4年度 決算報告

	科目	予算額	決算額	増減	備考
収入の部	前年度繰越金	26,408,988	26,408,988	0	
	会費	5,430,000	5,160,000	△ 270,000	会費40,000×129名
	郵便振込(為替)	120,000	119,442	△ 558	3名(手数料558)
	雑収入(利息)	5,000	3,064	△ 1,936	十八親和普通・定期預金 利息
	前年度預り金				
	今年度預り金				
	合計	31,963,988	31,691,494	△ 272,494	
	(単年度)	5,555,000	5,282,506	△ 272,494	
支出の部	[1] 保護者懇談会				
	1 保護者懇談会費	300,000	134,227	△ 165,773	長崎地区お茶、佐世保会場費
	[2] クラブ				
	2 クラブ充実費	800,000	798,646	△ 1,354	6クラブ
	3 大会出場補助	500,000	700,165	200,165	3クラブ
	[3] 学生福利厚生				
	4 コミュニティ運営費	180,000	170,280	△ 9,720	学生用複合機リース料、Wi-Fi
	5 学園祭等行事補助	500,000	500,165	165	第58回造大祭
	6 課外活動保険支援事業費	250,000	25,490	△ 224,510	インターンシップ保険料
	7 スポーツ保険援助	400,000	322,760	△ 77,240	176名
	8 資格取得奨励費	80,000	12,000	△ 68,000	4名
	9 ホームページ	50,000	18,867	△ 31,133	ドメインサービス使用料年間費
	[4] 広報費				
	10 キャンパスカレンダー	200,000	157,890	△ 42,110	カレンダー郵送費、R5年度分作成費
	11 会報	400,000	344,637	△ 55,363	総会書面決議、会報第48号、しおり作成費等
	[5] 運営費				
	12 役員会費	200,000	78,053	△ 121,947	役員交通費等
	13 一般事務	100,000	85,022	△ 14,978	通信費、印刷費、消耗品費
	14 人件費	750,000	560,085	△ 189,915	給与
	15 入学・卒業式	70,000	59,455	△ 10,545	入学式御花提供
16 雑費	300,000	76,629	△ 223,371	委託費	
17 予備費	700,000	368,248	△ 331,752	事務局メンテナンス、学内ベンチ修理費等	
	(単年度)	5,780,000	4,412,619	△ 1,367,381	
	次年度繰越金	26,183,988	27,278,875	1,094,887	
	合計	31,963,988	31,691,494	△ 272,494	
	(単年度差額)	△ 225,000	869,887	1,094,887	

次年度繰越金(令和5年3月31日残)

現金		0
普通預金	十八親和(旧親和)	10,702,395
	十八親和(旧十八)	59,366
	郵貯銀行	906
為替		516,047
前払い金(労基)		161
定期預金	親和銀行	16,000,000
合計		27,278,875

令和4年度後援会の会計について、
令和5年4月22日に監査した結果、適正に処理
してあることを報告します。

長崎総合科学大学後援会

監事 赤尾 聖示
監事 渡瀬 尚

③ 令和5年度 役員組織

役職	氏名	役職	氏名
会長	稲益晴喜	顧問(学長)	黒川不二雄
副会長	末次伸至	顧問(学生部長)	松岡和彦
副会長	亀石政樹	顧問(学生課長)	大林功
理事	岩本久志	顧問	吉村和博
理事	田口武久	顧問	岩永和昭
理事	中山正大	顧問	川原田典昭
理事	前田政幸	事務局長	平澤慎一郎
監事	赤尾聖示	(事務)	井上茜
監事	田中幸代		

④ 令和5年度 事業計画

月	行事
4月	入学式御花提供 新入生へ令和5年度キャンパスカレンダー配布
5月	スポーツ安全保険加入援助 第1回役員会(令和4年度監査報告) 課外活動(インターンシップ等)保険料援助金交付 大学から令和5年度後援会会費(委託徴収分)振込
6月	クラブ充実費物品購入・配布 大会出場補助金(前期分)の交付 保護者懇談会(長崎地区)開催費援助 総会資料及び書面決議発送
8月	保護者懇談会(佐世保地区)会場費援助 会報49号の発行(未加入者へ加入のお願い文書同封)
9月	大会出場補助金(後期分)の交付
10月	造大祭補助金の交付
2月	資格取得奨励金の支給
3月	卒業式御花提供 令和6年度キャンパスカレンダー作成・郵送(新2年生～4年生)

※ ホームページは随時更新していきます。

5

令和5年度 収支予算書

	科 目	令和4年度 決算額(ア)	令和5年度 予算額(イ)	増 減 (ウ) = (イ) - (ア)	備 考	
収入の部	前年度繰越金	26,408,988	27,278,875	869,887		
	会 費	5,160,000	5,160,000	0	会費40,000×129名	
	郵便振込(為替)	119,442	120,000	558	3名	
	雑収入(利息)	3,064	5,000	1,936		
	前年度預り金					
	今年度預り金					
	合 計	31,691,494	32,563,875	872,381		
	(単年度)	5,282,506	5,285,000	2,494		
支出の部	[1] ①保護者懇談会費	134,227	250,000	115,773	長崎地区お茶、佐世保会場費	
	[2] クラブ					
	②クラブ充実費	798,646	1,000,000	201,354	物品購入費	
	③大会出場補助	700,165	1,000,000	299,835	インカレ、その他大会費	
	[3] 学生福利厚生					
	④コミュニティ運営費	170,280	180,000	9,720	学生用複合機リース料、Wi-Fi	
	⑤学園祭等行事補助	500,165	700,000	199,835	造大祭	
	⑥課外活動支援事業費	25,490	50,000	24,510	インターンシップ保険料	
	⑦スポーツ保険援助	322,760	400,000	77,240		
	⑧資格取得奨励費	12,000	80,000	68,000		
	⑨ホームページ	18,867	30,000	11,133	ドメインサービス使用料年間費	
	[4] 広報費					
	⑩キャンパスカレンダー	157,890	200,000	42,110	R5年度分郵送費、R6年度分作成費	
	⑪会報	344,637	300,000	△44,637	総会書面決議、会報第49号作成・郵送費	
	[5] 運営費					
	⑫役員会費	78,053	100,000	21,947	役員交通費等	
	⑬一般事務	85,022	100,000	14,978	通信費、印刷費、消耗品費	
	⑭人件費	560,085	600,000	39,915	給与	
	⑮入学・卒業式	59,455	70,000	10,545	入学式御花提供	
	⑯雑 費	76,629	200,000	123,371	委託費	
	⑰予 備 費	368,248	1,500,000	1,131,752	新規支援、学内環境整備補助等	
		(単年度)	4,412,619	6,760,000	2,347,381	
		次年度繰越金	27,278,875	25,803,875	△1,475,000	
	合 計	31,691,494	32,563,875	872,381		
	(単年度差額)	869,887	△1,475,000	△2,344,887		

6

後 援 会 会 則

長崎総合科学大学後援会 会則

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は長崎総合科学大学後援会 と称する。

(目的)

第 2 条 本会は学校法人長崎総合科学大学(以下「大学」とい
う)建学の精神に賛同して、学部学生の諸活動及び福
利厚生に対する援助を行うとともに、大学の発展に寄
与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学部学生の教育研究活動・課外活動に対する育成
と援助。
- (2) 学部学生の福利厚生に対する育成と援助。
- (3) 会報の発行。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項。

(事務局)

第 4 条 本会は事務局を長崎総合科学大学内に置く。

- 2 本会の取扱いは大学事務局が行う。

(会員)

第 5 条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正 会 員 大学の学部在学生の保護者。

- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会で承認さ
れた者。

(会費)

第 6 条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 2 正会員の会費は40,000円とし、子女の入学年度当初に
徴収する。
- 3 編入学の場合の会費は、2年次への編入は3万円、3
年次への編入は2万円、4年次への編入は1万円とす
る。
- 4 賛助会員の会費は年額一口20,000円とする。

第2章 役員、顧問及び役員会

(役員)

第 7 条 本会の正会員の中から、5名以上7名以内の役員を置
く。

- 2 役員の職務は以下のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 4名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名(大学職員との兼務可)

(役員を選任)

- 第 8 条 役員は次の方法により選出し、総会において選任する。
- 1 理事の候補は、大学に推薦を依頼して、長崎県内外から選出する。
 - 2 会長、副会長は理事の中から互選により選出する。
 - 3 監事は、正会員から1名、もう1名は大学関係者から他役員の同意を得て選出する。但し、正会員が監事に就任できない場合は、税理士等の監査により対応できるものとする。
 - 4 事務局長は大学職員との兼務ができるものとし、他の役員は大学の同意を得て選出する。

(役員任期)

- 第 9 条 役員任期は原則2年間とする。但し再任は妨げない。
- 1 補選された者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2 理事の任期中、正会員の資格を喪失した場合は、役員職を失う。
ただし、事務局長については、除外する。
 - 3 役員は任期満了の後でも、後任が選出されるまではその職務を行う。

(役員職務)

- 第 10 条 役員職務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。
 - 3 事務局長は、会務に従事及び行使する。
 - 4 監事は、本会の業務、会計並びに収支決算を監査する。

(顧問)

- 第 11 条 本会に顧問をおくことができる。
- 1 顧問は、学長及び役員会の承認を得て会長が委属する者若干名とする。
 - 2 顧問の任期は、学長は在任中とし、他の顧問は役員会の承認を得て会長が定める。
 - 3 顧問は役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会)

- 第 12 条 役員会は会長、副会長、理事、監事及び事務局長をもって構成し、会長が議長を務める。
- 1 役員会は毎年1回開催する。ただし緊急必要ある場合は、会長は臨時に役員会を召集することができる。

(役員会の審議事項)

- 第 13 条 役員会は次の事項を審議決定する。
- 1 (1) 会長、副会長、理事、監事及び事務局長の選出に関する事項。
 - 2 (2) 予算、決算に関する事項。
 - 3 (3) 本会の事業の企画、立案並びに運営に関する事項。
 - 4 (4) 総会に提出する議案に関する事項。
 - 5 (5) 会則改正に関する事項。
 - 6 (6) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

(役員会の議決方法)

- 第 14 条 役員会役員2/3の出席(委任状含む)により成立し、その議事は出席者の1/2以上の同意を持って議決される。
- 1 可否同数の時は、議長の決するところによる。
 - 2 監事は会の公平性を保つため、議決権を持たない。

第3章 総会

(総会の開催)

- 第 15 条 総会は会長が毎年1回招集し、議長となる。
- ただし、何らかの理由により、役員会で総会を開かないことを決定した時は、役員会で決定した方法に変更することができる。
- 1 会長が必要と認めるとき、又は役員会の1/3以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(総会承認事項)

- 第 16 条 総会は次の事項を承認する。
- 1 (1) 役員選出。
 - 2 (2) 予算、決算に関する事項。
 - 3 (3) 事業計画、事業報告。
 - 4 (4) 後援会会則改正に関する事項。
 - 5 (5) 会長が必要と認められた事項。

(総会承認方法)

- 第 17 条 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 1 総会が開催できない場合は、書面による審議の上、書面表決で決することができる。

(議事録)

- 第 18 条 議長は役員会及び総会の日時、開催場所、出席者並びに議決事項について議事録を作成しなければならない。
- 1 議事録は、出席者の内より互選された役員2名が署名し、常にこれを事務局に備えておかねばならない。

(会報)

- 第 19 条 毎年1回会報を発行し、役員会及び総会の決定事項を報告する。

第4章 会計及び監査

(会計)

- 第 20 条 本会の収入は、会費をもってあてる。
- 1 本会の会計に関する規定は、別に定める。

(会計年度)

- 第 21 条 本会の会計は、4月1日に始まり翌3月31日で終わるものとする。

(監査及び監査報告)

- 第 22 条 本会の監理は、監事による監査を経てこれを役員会及び総会に報告し、承認を求めるものとする。
- 1 本会の内部監査に関する規定は、別に定める。

第5章 人件費

(人件費)

- 第 23 条 長崎総合科学大学後援会の人件費支給の運用については別に定める。

第6章 旅費、交通費、弔慰金

(旅費、交通費)

- 第 24 条 後援会役員の旅費、交通費については公共交通機関の利用を原則とし、長崎総合科学大学旅費規程を準用する。
- 1 旅費、交通費の支給は、役員会出席及び父母懇談会への後援会代表出席者を対象とするが、長崎総合科学大学行事等により他より旅費、交通費の支給を受けた場合は支給しない。
 - 2 前項の目的以外に旅費、交通費の支給が必要な場合は、会長ほか役員1名の承認を得るものとする。

(弔慰金)

- 第 25 条 長崎総合科学大学後援会費を納付した学生又は保護者が死亡した場合、弔慰金は20,000円とする。
- なお、保護者に対する弔慰金については、学生が後援会事務局に、保護者の死亡事実を確認できる書類を提出しなければならない。

(費用支給)

- 第 26 条 旅費、交通費の支給は、原則として銀行口座振込により支払を行う。
- 1 特別に現金を支給する場合は、領収書(署名・捺印)を作成し事務局へ提出する。

第7章 後援会会則の改廃等

(その他)

- 第 27 条 その他、この会則に定めのない事項は会長が決定する。
- (後援会会則の改廃)
- 第 28 条 本会の改廃は、総会において出席者の2/3以上の同意を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
従前の長崎総合科学大学後援会規約及び長崎総合科学大学後援会施行細則は、廃止する。
- 2 この会則は、2022年4月1日から施行する。
ただし、役員については、2022年度の第1回役員会から施行するものとする。
- 3 この会則は、2023(令和5)年7月1日から施行する。



【ヨット部 (大会)】



【サッカー部 (大会)】



【造大祭の様子 (吹奏楽部)】



【造大祭の様子 (出店)】

長崎総合科学大学後援会事務局より

令和5年度入学式が令和5年4月3日(月)、本学体育館にて執り行われました。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、4年ぶりに入学式が本学体育館にて開催されました。

入学生の皆さんは希望に満ち溢れた表情で、また少し緊張した面持ちのようでした。会場には後援会よりスタンド花を一对提供しました。

また、令和5年度キャンパスカレンダーを入学生の皆様へ配布し、在学生の保護者の皆様へはご自宅へ郵送させていただきました。

長崎総合科学大学後援会には、本年度新たに121名の方に入会いただきました。

本会は、会則にもありますように、建学の精神に賛同して、学部学生の諸活動及び福利厚生に対する援助を行うとともに、大学の発展に寄与することを目的としております。

後援会活動については、大学にお願いし入学時に委託徴収する会費4万円をもとに、学生への支援を行っております。本会事業報告にその援助内容を詳しく記載しておりますので、ご一読くださいますようお願い致します。

本学学生のより良い学生生活を支援するために、引き続き活動して参りますので、今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

